

環境影響評価書案

新 島 空 港 整 備 事 業

昭和59年3月

東 京 都

1. 総 括

1.1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1.2 対象事業の名称

新島空港整備事業

（飛行場の設置）

1.3 対象事業の内容の概略

当事業は、現在の新島本村村営の飛行場外離着陸場を東京都管理の第三種空港として整備するものであり、その計画の概要は表1-1に示すとおりである。

表1-1 空港整備計画の概要

項目	年	現 状（昭和58年）	昭和62年	昭和72年
旅客数（千人／年）		14	39	51
就航機材（乗客）		BN-2Aアイランダー （9人）	DHC-6ツインオッター （19人）	DHC-6ツインオッター （19人）
離着陸回数（回／日）		6	10	12
滑走路諸元（■）		800×25	800×25	800×25
事業区域の面積（■）		181,269	175,000	

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業の実施が及ぼす影響について予測・評価した。その結論は表1-2に示すとおりである。

表1-2 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	航空機及びアクセス交通から排出される大気汚染物質濃度は、一般化炭素が0.001ppm以下、二酸化窒素が0.0001ppm以下と現況濃度に対する寄与度も低く、影響はほとんどないものと考えられる。 また、工事中の建設機械から排出される大気汚染物質濃度も、二酸化窒素が0.00001ppm以下であり、ほとんど影響はないものと考えられる。
2. 騒 音	計画地は離島のため航空機騒音の環境基準は適用されない。現況調査地点である新島中学校の現況のWECPNL値は67.5と推定される。 計画によるWECPNL値は71～72と予測され、現状に比べWECPNL値で4程度上回ることになるが、空港供用後実態を調査し、必要に応じ関係機関と協議の上、環境保全措置等適切な対策を講ずることにより影響は最小限にとどめ得るものと考えられる。 また、工事中の騒音レベルは、東京都公害防止条例に定める指定建設作業の騒音に係る勧告基準の適用は受けないが、この基準値を下回るとともに直近集落での合成騒音レベルも54dB(A)程度であり、影響は小さいものと考えられる。
3. 振 動	工事中の施工機械による振動レベルは、東京都公害防止条例の振動に係る勧告基準の適用は受けないが、この基準値を下回り、影響は少ないものと考えられる。
4. 陸上植物	植生変更区域内にある貴重種は移植し、ターミナル北部にある貴重な植物群落であるスダジイ林には常緑樹を主体とした緩衝林を設け、在来植物を中心とした植栽を施すため、影響は最小限にとどめられるものと考えられる。
5. 陸上動物	植生変更区域に生息する陸上動物への影響は否定できないが、在来植物を中心とする植栽を施すため、影響は少ないものと考えられる。
6. 景 観	計画地は住民が通常生活している場所及び景勝地からは見えず、現在、飛行場外離着陸場として使用されているため、景観への影響はほとんどないものと考えられる。

2.2 事業の内容

2.2.1 位置及び区域

事業位置は東京都新島本村字川原にあり、その区域は図2-1に示すとおりである。なお、滑走路の標点の標高は29.5mである。

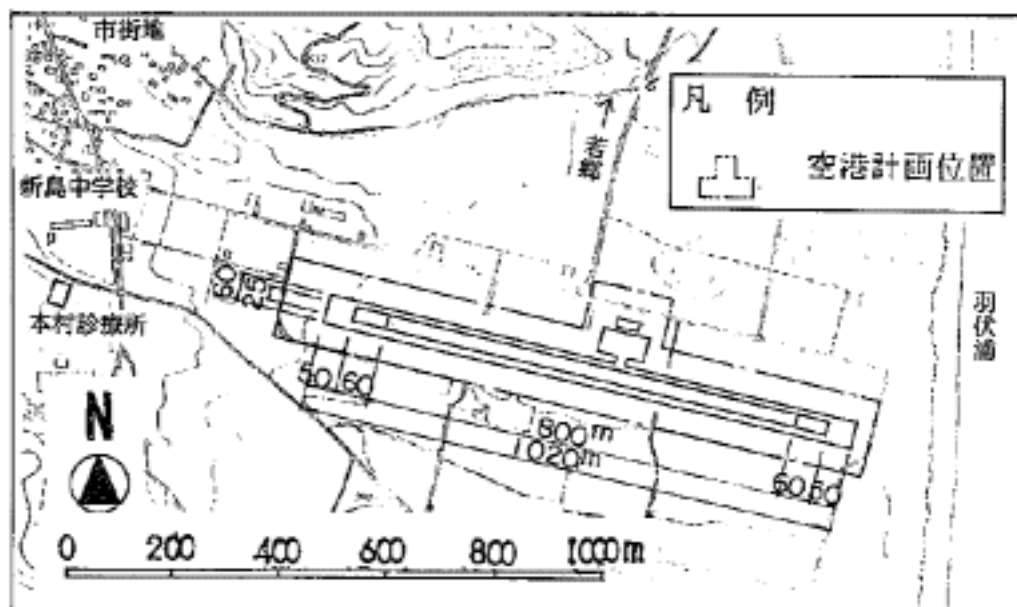
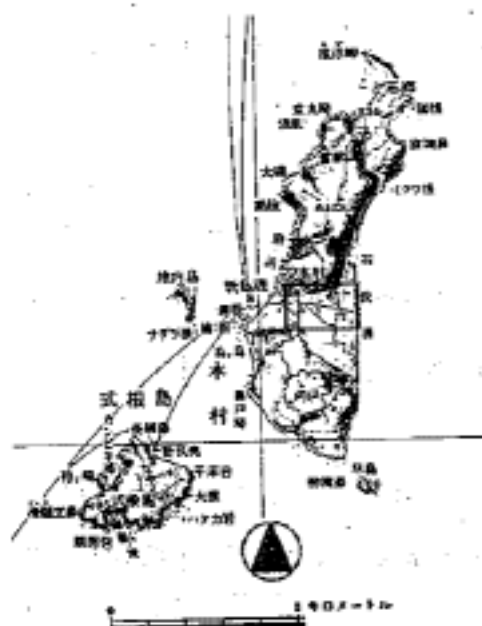


図2-1 新島空港整備事業位置図

表 2-3 空港施設の諸元

施設名	諸元
滑走路	800m×25m
着陸帯	920m×60m
誘導路	30m×9m
エプロン	3バース, 75m×40m
ターミナルビル	590m ²
駐車場	1050m ² (30台)
橋内道路	車道幅員6.5m
場周道路	車道幅員5.5m

(4) 飛行経路

航空機の飛行経路は図2-3に示すとおりである。

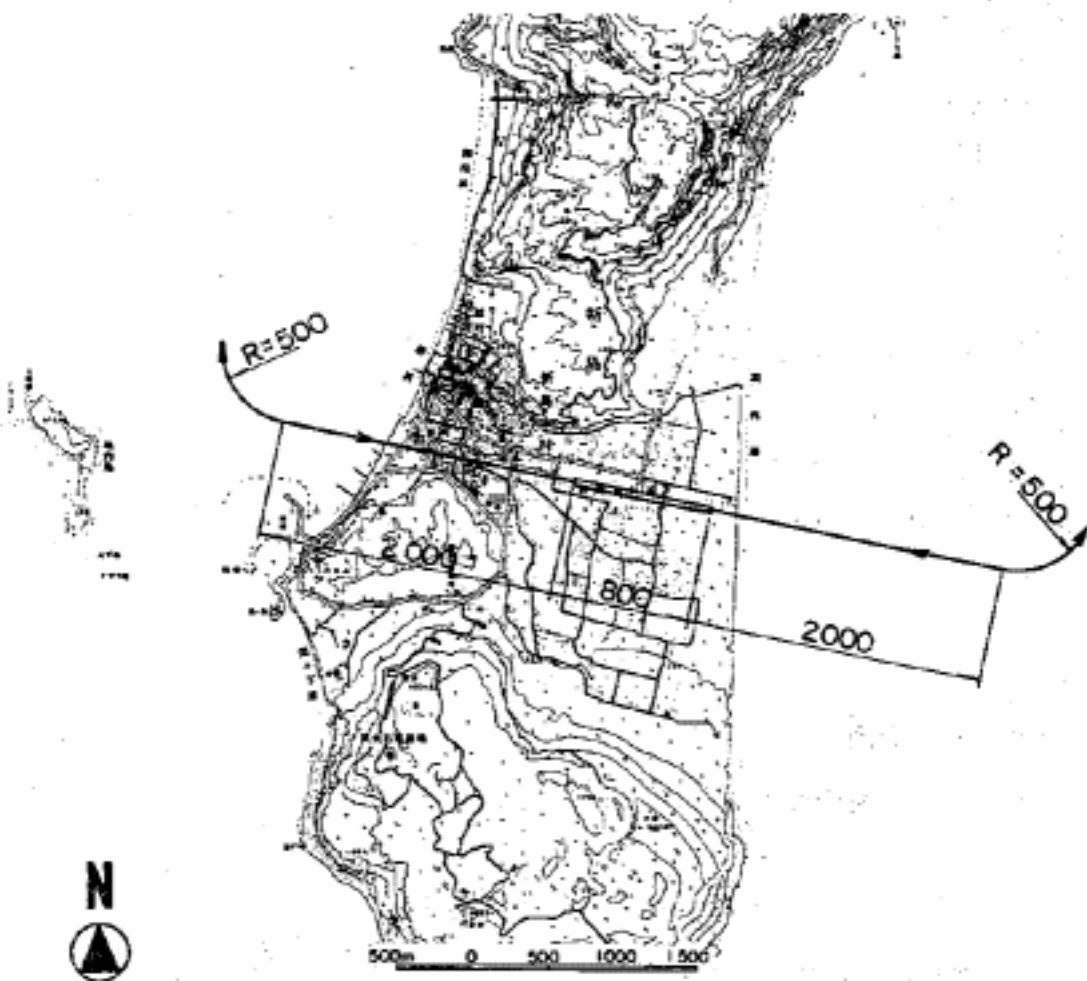


図 2-3 航空機の飛行経路